

選挙に関するお問い合わせは
合志市選挙管理委員会(合志庁舎)
☎248-1112

4月は統一地方選挙が実施されます

合志市議会議員一般選挙

投票日 4月22日(日)
投票時間 午前7時～午後8時
告示日 4月15日(日)
期日前投票
・期間 4月16日(月)～4月21日(土)
・時間 午前8時30分～午後8時
・場所 市役所 合志庁舎・西合志庁舎

合志市議会議員一般選挙 「立候補予定者説明会」

日時 3月19日(月) 午前10時～
場所 市役所合志庁舎2階「大会議室」
※1候補者につき3人以内の出席をお願いします。



熊本県議会議員一般選挙

投票日 4月8日(日)
投票時間 午前7時～午後8時
告示日 3月30日(金)
期日前投票
・期間 3月31日(土)～4月7日(土)
・時間 午前8時30分～午後8時
・場所 市役所 合志庁舎・西合志庁舎



住所移転者の投票について

■県内から転入した人

12月30日以降、県内の他の市町村から合志市に転入した人は、「引き続き当県内に住所を有する旨の証明書」を提示して、旧住所地の市町村で投票することができます。ただし、旧住所地の選挙人名簿に登録されていない人、12月30日以降2回以上住所を移した人は投票することができません。詳しくは、旧住所地の選挙管理委員会へ照会してください。

■県内の市町村へ転出した人

合志市の選挙人名簿に登録されている人が、合志市から県内の他の市町村に転出した場合は、「引き

続き当県内に住所を有する旨の証明書」を提示すれば、合志市の旧住所地の投票所で投票することができます。

※前記の「引き続き当県内に住所を有する旨の証明書」は、住基カードまたは運転免許証などの身分を証明できる書類を持参すれば、いずれの市町村でも発行を受けることができます。

■県外への(からの)異動者

県外に転出した人および12月30日以降県外から合志市に転入した人は、投票することができません。

不在者投票

選挙期日には20歳に達するが、期日前投票を行う時点ではまだ20歳に達していない人は、「不在者投票」を行うことになります。ただし、この場合は合志庁舎での投票となります。

また、入院中の人は県選挙管理委員会指定の病院等であれば、その病院等で「不在者投票」ができます。

※投票開始日は期日前投票と同じです。

郵便等による不在者投票

身体障害者手帳、戦傷病者手帳をお持ちで一定の要件に該当する人、または介護保険被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の人は自宅などで郵便等による不在者投票ができます。

また、「代理記載制度」が創設され身体障害者手帳、戦傷病者手帳をお持ちで自ら記載をするこ

とができない人の要件に該当する場合は、本人以外の代理人による記載ができます。

※投票開始日は期日前投票と同じです。
※あらかじめ申請や届出の手続きが必要ですので、お早めに市選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。